県営土地改良事業火の谷地区（農業用用排水施設整備事業・区画整理事業）における事業費の負担区分

1　事業費及び事業費の負担区分の予定

（1）　県営事業費　７８５百万円（令和８年度単価・ただし、物価変動により将来変動することがある。）

（地方事務費　３９．２百万円を除く）

（2）　負担区分の予定（単位：%）

工事の区分	国庫負担	県負担	市負担
区画整理工事	62.5	32.5	5
農業用用排水施設整備工事	62.5	32.5	5

※国庫負担には、機構集積推進事業費として地元負担相当　7.5%を含む

2　土地改良法第９１条の規定による市負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の安芸高田市は、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第９１条第６項の規定により、広島県建設事業負担金条例（昭和３６年条例第１２号）に従い負担金を納入する。

3　特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第９１条の２第６項各号のいずれかに掲げる者が、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法８７条の３第７項において準用する法８７条第５項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第１１３条の３第３項の規定による工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して８年を経過しない間に、法第９１条の２第６項各号の対応するいずれかに掲げる行為に該当したときは、その者から、県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和４５年広島県条例第１９号）第６条に規定する特別徴収金を徴収することがある。